

令和3年4月26日版

新型コロナウイルス感染症対策と 学校運営に関するガイドライン

(清瀬市立学校版)

～学校の「新しい日常」の定着に向けて～

清瀬市教育委員会

目次

本ガイドラインについて	1
感染症対策に関する基本的な考え方	2
I 学校運営編	
1 感染症予防策の徹底	3
（1）児童・生徒への指導	3
（2）児童・生徒と同居する保護者などへの依頼	7
（3）教職員等の健康管理	8
（4）校内環境の適切な管理	9
（5）連絡体制・衛生管理の徹底	9
2 教育活動を実施する上で必要な感染症対策	12
（1）登校時の健康状態の把握	12
（2）児童・生徒が体調不良を訴えた場合への準備	12
（3）児童・生徒が体調不良を訴えた場合の対応	12
（4）ごみの分別	13
3 感染症対策を徹底した教育活動	
（1）基本的な考え方	13
（2）学校運営上の重点項目	13
（3）教育活動上の留意点	14
（4）部活動を実施する際の留意点	19
（5）教育活動の再開に当たっての配慮事項	20
（6）熱中症の防止	22
（7）年間指導計画の見直し	23
4 その他の留意点	
（1）登校の判断	25
（2）特別支援学級における留意点	26
II 臨時休業編	
1 学校において感染者等が発生した場合の対応	27
2 地域の感染状況を踏まえた対応	29

※ 本文中のゴシック体箇所が更新されています。

本ガイドラインについて

本ガイドラインは、国及び東京都教育委員会からのガイドラインを踏まえ、清瀬市立学校における感染症予防策の具体的内容、教育活動に係る運営方法、感染者が出た場合の対応などをまとめ、これからの学校の「新しい日常」を定着させていくものです。

各学校においては、本ガイドラインに基づき、感染症予防策を徹底して行い、教育活動に取り組んでください。

なお、本指針は、今後の状況等を踏まえながら、必要に応じて改訂・追加する場合があります。また、「緊急事態宣言」の発令、「まん延防止等重点措置」の適用等があった場合は、その時の状況を踏まえて、別途対応について定める場合がありますので、御留意ください。

感染症対策に関する基本的な考え方

感染症対策においては、一人一人の感染予防に関する行動が、自分の命を、家族を、大切な人を、社会を守ることにつながる。また、感染症拡大防止のため、医療や社会生活を維持する業務の従事者等、最前線で尽力されている方々により、私たちの生活は成り立っている。学校教育活動の再開に当たっては、教職員、幼児・児童・生徒、その保護者、その他の学校関係者などの全員が、この認識を共有していくことが重要である。

そうした共通認識の下で、手洗いや咳エチケット、換気の徹底といった基本的な感染症対策に加え、「3つの密」を徹底的に避けるために身体的距離を確保する（ソーシャルディスタンス）など、学校内外で「新しい日常」を徹底して実践することが必要である。

そのため、学校内外において、以下五つの対策を徹底して講じる必要がある。

○ 以下の「3つの密（密閉・密集・密接）」を回避することを徹底

- ・ 換気の悪い密閉空間
- ・ 多くの人々が密集している状況
- ・ 互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為

※特に、「3つの密」の条件が同時に重なる状況は必ず回避

- 正しい手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底
- 不要不急の外出行動を行わない・行かせないことを徹底
- 日頃の連絡体制を確認し、確実に連絡が行き渡る体制づくりを徹底
- 学校医や学校薬剤師等と連携した校内保健管理体制の整備の徹底

上記の対策のうち、一人一人が特に徹底すべき対策を「感染症基本行動3か条」として定め、徹底した対策を行うこととする。

「感染症基本行動3か条」

- ✓ 「3つの密」を徹底的に回避する。
- ✓ 正しいタイミングと正しい方法で手洗いをする。
- ✓ 咳エチケットを徹底する。

I 学校運営編

1 感染症予防策の徹底

(1) 児童・生徒への指導

学校は、児童・生徒に対し、以下の内容を指導すること。

ア 新型コロナウイルス感染症についての理解

児童・生徒が新型コロナウイルス感染症の予防について正しく理解し、適切な行動をとれるよう、発達段階を踏まえた指導を行う。また、疾病に対する抵抗力を高めるため、家庭における十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心掛けるよう指導すること。

感染者や濃厚接触者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為をしないこと、医療や社会生活を維持する業務の従事者等、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために最前線で尽力されている方々に感謝の念をもつことについて、発達段階に応じた指導を行う。

※新型コロナウイルス感染症の予防に関わる指導資料（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm

イ 「3つの密」の徹底した回避

密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、密集場所（多くの人が密集している）、密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為が行われる）という三つの条件が同時に重なる場を避けるよう、指導を徹底すること。

「3つの密」が同時に重ならない場合でも、児童・生徒同士の間隔は、おおむね1～2mの距離を確保し、対面とならないよう対策を講じること。



(出典：首相官邸 HP・厚生労働省)

ウ 正しいタイミングと正しい方法による手洗いの励行

家庭では、帰宅時や食事の前後、トイレ使用后、咳やくしゃみ・鼻をかんだ後、学校では、登校時や給食前後、外で活動した後、体育の授業後、外遊びの後、トイレ使用后、掃除の後、咳やくしゃみをした後、鼻をかんだ後、共用のものを使用するときなど、飛沫や接触による感染リスクが高まるタイミングにおいて、石けんを使用して30秒程度泡立て、十分に水で流し、清潔なタオルやハンカチでよく拭き取って乾かす手洗いを励行するよう指導すること。

手洗いをさせる際には、手洗い場所が密集・密接しないよう、手洗い場所付近に立ち位置を示すマーキングを行うことや、正しい手洗いを行う時間を確保できるよう、授業中や休み時間を問わず、トイレの使用や手洗いを時間差で行わせることなどの対策を講じること。

※手洗いをしていない状況では、接触感染防止のため、眼、鼻、口などに触れることを避けるよう指導する。

※タオルやハンカチは共用せず、毎日交換したものを持参させ、清潔を保つよう指導する。

※手洗い場の数などで、正しいタイミングでの手洗いの励行が困難な場合でも、アルコールを含んだ手指消毒薬などを併用し、手指消毒の徹底に努めるよう指導する。

※石けんやアルコールを含んだ手指消毒に過敏に反応する児童・生徒や、手荒れの心配がある児童・生徒については、流水でしっかり洗うなど配慮する。

※映像資料「感染症予防のための正しい手洗い方法」（東京都）

https://www.youtube.com/watch?v=IViN9C_BS-0



（出典：首相官邸 HP・厚生労働省）

事例

手洗い場の前やトイレの出入口に立ち位置をマーキングし、順番を待つ人が密にならないよう工夫しています。



石けんやハンドソープを使った
丁寧な手洗いを行ってください。



手洗いを丁寧に行うことで、
十分にウイルスを除去できます。
さらにアルコール消毒液を
使用する必要はありません。

手洗い		残存ウイルス
手洗いなし		約100万個
石けんや ハンドソープで 10秒もみ洗い後 流水で 15秒すすぐ	1回	約0.01% (数百個)
	2回 繰り返す	約0.0001% (数個)

(森功次他：感染症学雑誌、80:496-500,2006 から作成)

手洗いのすすめ

水とハンドソープで、ウイルスは減らせます！



(参考文献) 森功次他：感染症学雑誌、80:496-500(2006)

エ 咳エチケットの徹底

外出から帰宅まで、また、登校から下校（食事時や運動時、その他事情のある場合を除く。）まで、マスクを鼻と口を覆って着用させること。登校時にマスクを忘れてきた場合や、校内でマスクを汚してしまった場合などは、鼻や口をティッシュやハンカチで覆わせた上で、保健室等に保管している予備のマスクを着用させるなどを徹底すること。マスクを着用させることができない、やむを得ない場合には、ティッシュ・ハンカチや袖で口・鼻を覆わせるなど、咳エチケットを行うよう指導すること。

マスク着用により熱中症などの健康被害の可能性が高いと考えられる場合には、換気が十分に行われている環境の下で、互いに十分な距離を保った上で、マスクを外すことを認めること。また、授業の前後や授業中に適宜水分を摂取させるなど、児童・生徒の健康状態に常に注意を払うこと。

なお、児童・生徒には、感染症対策用の持ち物として、一般的には次のものが必要となる。

「各自に必要な持ち物」

- ✓ 清潔なハンカチ・ティッシュ
- ✓ マスク
- ✓ マスクを置いたり、持ち運んだりするための布
又はビニール袋

3つの咳エチケット 電車や職場、学校など 人が集まる場所でやろう



正しいマスクの着用



(出典：首相官邸 HP・厚生労働省)

※手作りマスクの作成方法（子どもの学び応援サイト等、文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html

※布製マスク洗い方の動画（経済産業省、厚生労働省）
<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200319009/20200319009.html>

参 考 マスクについて

<マスクの効果>

マスクには、咳やくしゃみの飛沫の飛散を防ぎ、ウイルス等を人に感染させるリスクを減らす効果があります。症状がない感染者（不顕性感染）もウイルスを人に感染させる可能性はあるため、学校のように多くの児童・生徒や教職員等が集まる場所では、マスクを着用することにより感染拡大を防ぐ効果があります。



<マスクを着用する際の注意事項>

- ・マスクを着用することにより呼吸に負荷がかかる場合もあるため、熱中症のおそれがある場合等は、換気や互いに距離を保つなどの感染予防策を行った上で、マスクを着用しないこともあります。また、体育の授業におけるマスクの着用は必要ありません。
- ・マスクのフィルターには病原体が付着している可能性があるため、使用中はあまり触らないようにします。体育の授業や食事等で外す場合も、できるだけ表面には触らないようにし、布で挟んだり、ビニール袋に入れたりして保管します。マスクを外した後は、流水と石けんで手を洗います。

<指導に当たって>

- ・児童・生徒が、学校でマスクを着用することの効果や着用する際の注意事項を理解できるように指導します。
- ・マスクについては、一律に着用を促すだけでなく、個々の児童・生徒の事情に応じた配慮が必要であり、そのことを保護者にも周知する必要があります。

(2) 児童・生徒と同居する保護者などへの依頼

- (1) の内容を保護者にも通知等により確実に伝達するとともに、家庭においても対策を徹底していただくこと。
- 児童・生徒が感染する場合、家庭内感染であることが多いと言われており、児童・生徒と同様に家族も健康観察を実施していただくなど、家庭における感染症対策の徹底を依頼すること。

- 家庭で以下の事項について実施していただくよう依頼すること。
 - ・毎朝の検温
 - ・検温結果と健康状態について健康観察表に記載
 - ・健康観察表において何らかの症状が見られる場合は無理をせず休養させる（症状については主治医等に相談すること。）
 - ・マスクの準備と着用
 - ・清潔なハンカチ、マスクを置く際の清潔なビニール袋や布袋の持参
 - ・自宅等での休養後、再び登校を開始するときには、「登校届（新型コロナウイルス感染症に係る休養後の登校用）」と「健康観察表」を学校に提出する。
- 校長は、児童・生徒が 37.5 度以上の熱又は平熱比 + 1 度、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、咳やのどの痛み等の風邪症状のいずれかがある場合、あるいは同居の家族の中に新型コロナウイルスに感染した者がいる場合、児童・生徒が濃厚接触者である旨を把握した場合には、速やかに学校に知らせるよう、あらかじめ保護者に依頼すること。

※集団感染予防の観点から朝少しでも調子が悪い場合は、大事を取り自宅で休養する。前日に発熱した場合は、翌朝熱が下がったとしても休んで様子を見るよう勧める。特に解熱剤を使用した場合、一度発熱してすぐ解熱し 3～4 日後に再び微熱が出るが多いため。

（3）教職員等の健康管理

- 教職員や講師、講話などを実施する外部の人材など（以下「教職員等」という。）は、児童・生徒と密に接することから、正しいタイミングと正しい方法による手洗い、咳エチケットの励行や健康管理等の感染症対策を、一層徹底して実施すること。
- 教職員等は、毎朝自宅で検温を行い、適切な健康管理に努めるとともに、健康状態に不安がある教職員等は無理な出勤を避け、発熱等の風邪の症状が見られるときは自宅で休養すること。
- 教職員等は、検温結果などから風邪症状がないことを確認のうえ、出勤時に「健康チェック票」に当日の健康状態について記録すること。
- 校長は、毎日、教職員等の健康状態について問題がないことを確認し、3 週間は記録を保管すること。
- 勤務時間外においても、「3つの密」が想定される場所、特に「3つの密」が同時に重なる場所を避けること。家族、同居者等も同様に認識していただき、行動自粛について徹底すること。

(4) 校内環境の適切な管理

- 昇降口付近や手洗い場、トイレ、教室など、校内の適切な箇所に石けんやアルコールを含んだ手指消毒薬を設置し、手指の衛生を保てる環境を整備すること。
- 換気を行うため、教室のドアは常時開放することとし、授業中における窓開けなどの換気は、可能であれば常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する。）、2方向を開放し、エアコン等は適切に使用する。エアコンは室内の空気を循環しているのみで、室内の空気と外気の入替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気は必要である。
- 換気設備を設置している教室等では、常時、確実に換気設備を稼働させること。窓がない教室等では、送風機等により強制換気を行った上、常時送風機等を稼働させた状態で使用すること。
- 上記の適切な換気を行いつつ、空調や衣服による温度調節、除湿器による湿度調節などの校内環境管理の対策を講じること。
- 教室やトイレなど児童・生徒が利用する場所のうち、特に多くの児童・生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上消毒液（次亜塩素酸ナトリウム、消毒用エタノール、界面活性剤を含む家庭用洗剤）を用いて清拭する。
- 床は通常の清掃範囲で対応する。机・椅子の特別な消毒は不要だが、衛生環境を良好に保つ観点から、必要に応じて家庭用洗剤等を用いて拭き掃除を行う。
- 器具、用具や清掃道具など共用する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いを行うように指導する。



(5) 連絡体制・衛生管理の徹底

- 保護者と日中に必ず連絡が取れるよう、連絡先を改めて確認し、家庭との連絡体制を整備すること。
- 学校医や学校薬剤師との連携の下で、個別の学校の施設の状況等に応じた必要な消毒対策を実施するなど、徹底した衛生環境の整備に努めること。

参考

界面活性剤を含む家庭用洗剤を用いた清拭について

- 新型コロナウイルスに対して効果が確認された界面活性剤を含む洗剤について、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）のホームページを参考にする。（次ページ参照）
- 台所用洗剤は、布巾やペーパータオルに、洗剤を薄めた溶液（水 500 ml に対して台所用洗剤小さじ 1 杯 5 g）をしみこませ、液が垂れないように絞って使う。拭いた後は、清潔な布等で水拭き（プラスチック部分は放置すると痛むことがある）し、最後に乾拭きする。

新型コロナウイルス対策

ご家庭にある洗剤を使って 身近な物の消毒をしましょう

洗剤に含まれる界面活性剤で新型コロナウイルスが効果的に除去できます

試験で効果が確認された界面活性剤

- ▶ 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム
- ▶ アルキルグリコシド
- ▶ アルキルアミノオキシド
- ▶ 塩化ベンザルコニウム
- ▶ ポリオキシエチレンアルキルエーテル

※ 新型コロナウイルスに、0.05～0.2%に希釈した界面活性剤を20秒～5分間反応させ、ウイルスの数が減少することを確認しました。詳細はNITEウェブサイトをご覧ください。
<https://www.nite.go.jp/information/osiras20200522.html>

※ これ以外の界面活性剤についても効果がある可能性があり、さらに確認を進めています。

既に一部の試験機関では効果ありとされたもの

- ▶ 塩化ベンゼトニウム
- ▶ 塩化ジアルキルジメチルアンモニウム

(異なる試験・検討を経て最終的な評価が行われます)

ご家庭にある洗剤に、どの界面活性剤が使われているか確認しましょう

- 効果が確認された界面活性剤が使われている洗剤のリストをNITEウェブサイトで公開しています(随時更新)

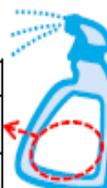
<https://www.nite.go.jp/information/osirasdetergentlist.html>



- 製品のラベルやウェブサイトなどでも、成分の界面活性剤が確認できます。

※ 製品本体の成分表は関連法令に基づいて表示されているため、含有濃度などの条件によっては、ウェブサイト上のリストと製品本体の成分表が一致しないことがあります。

品名	住宅・家具用合成洗剤
成分	界面活性剤(0.2% アルキルアミノオキシド)、泡調整剤
液性	弱アルカリ性 正味量 400ml



使用上の注意を守って、正しく使いましょう

- 身近なものの消毒には、台所周り用、家具用、お風呂用など、用途にあった「住宅・家具用洗剤」を使いましょう。
- 安全に使用するため、製品に記載された使用方法に従い、使用上の注意を守って、正しく使いましょう。
- 手指・皮膚には使用しないでください。



本資料は、2020年5月24日現在の知見に基づいて作成されたものです。随時修正されます。

参 考

次亜塩素酸ナトリウムによる消毒について

<消毒する場所>

教室やトイレなど児童・生徒が利用する場所のうち、特に多くの児童・生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）

<消毒液の作り方>

商品説明を参考に、濃度 0.05%に薄めた次亜塩素酸ナトリウムで拭く。希釈後は保存がきかないため、使用する直前に作る。手指消毒には不可。

0.05% 以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



【使用時の注意】
・換気をしてください。
・家事用手袋を着用してください。
・他の薬品と混ぜないでください。
・商品パッケージやHPの説明をご確認ください。

以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。
商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター キッチンハイター	水 1 L に本商品 25mL (商品付属のキャップ 1 杯) ※ ※次亜塩素酸ナトリウムは、一般的にゆっくりと分解し、濃度が低下して いきます。購入から3ヶ月以内の場合は、水 1 L に本商品 10ml (商品 付属のキャップ 1/2 杯) が目安です。
カネヨ石鹼	カネヨブリーチ カネヨキッチンブリーチ	水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
ミツエイ	ブリーチ キッチンブリーチ	水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

<消毒方法>

- ① 換気をした上、マスク、ゴム手袋を着用して消毒する。
- ② 薄めた次亜塩素酸ナトリウムに浸した布を軽く絞って拭く。
- ③ 金属は腐食することがあるため、10 分後に水拭きする。

※消毒薬の準備や消毒箇所の分担等、校内で協力して消毒する。

※感染者が判明した場合は、保健所の指示に従い、同様の方法で消毒する。

(厚生労働省ホームページより一部抜粋し作成)

2 教育活動を実施する上で必要な感染症対策

「1 感染症予防策の徹底」に示した基本的な感染症予防策を継続して実施するとともに、在校時間全般にわたって児童・生徒の健康状態に注意を払い、必要に応じて検温するなど、健康観察を丁寧に行うこと。また、以下の事項に留意すること。

(1) 登校時の健康状態の把握

学校は、児童・生徒に対して、毎朝、自宅で検温するよう指示し、校舎に入る前に健康観察表を提出させる。

なお、家族内に濃厚接触者又は健康観察者がいる場合や、児童・生徒に発熱等の風邪の症状や腹痛、下痢などの胃腸炎が見られる場合は、原則として自宅で休養するよう指導すること。

登校時に健康観察表等により健康状態を確認できなかった、また健康観察表のチェック（「レ」）の記載がもれていた児童・生徒については、直ちに別室等で検温するとともに、風邪の症状などを確認すること。



(2) 児童・生徒が体調不良を訴えた場合への準備

校長は、感染症が疑われる児童・生徒の発生時における校内の連絡協力体制をあらかじめ決めておく。

(3) 児童・生徒が体調不良を訴えた場合の対応

- 養護教諭をはじめ教職員等は、体調不良者の状態を確認し、管理職と連携しながら、必要な対応について判断する。
- 感染症が疑われる児童・生徒については別室（待機場所）で対応し、対応に当たる教職員は、自身や当該児童・生徒が正しくマスクを着用しているかを確認し、当該児童・生徒とともに手洗いした上で、別室へ移動する。待機場所では、簡易ベッド等を用意し、ビニールシート等を利用し仕切りを作り、換気および室内の消毒を行う等、感染予防対策をとる。
- 体液に触れる処置が必要な場合は、必要な感染予防策（ゴム手袋やフェイスシールド等）をとって対応し、前後の手洗いを徹底する。
- 感染症が疑われる児童・生徒は、速やかに保護者に連絡した上で下校させる。下校方法については保護者と相談する。

※急激な状態の悪化に的確に対応できるよう保護者に迎えに来てもらうことを原則とする。ただし、中学校においては、保護者の同意があった場合のみ生徒だけで早退させることもできる。



- 保健室とは別室の待機場所があることを事前に知らせる。

- 下校するまで定期的に健康状態を確認する。下校後の医療機関の受診を勧め、家庭内での注意事項について資料を渡して伝える。登校の再開については、主治医や学校医と相談する。

※家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>

- 下校後は、当該児童・生徒が手を触れたと思われる箇所を消毒するとともに、部屋の換気を十分に行う。

(4) ごみの分別

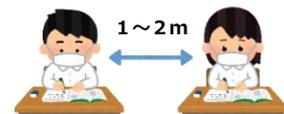
- 咳エチケットで出たごみ（鼻をかんだティッシュ等）を捨てる専用のごみ箱を準備する。
- ごみ箱にポリ袋をかぶせ、中のごみの量は八分目までとする。中のごみをまとめるときは、中身に直接触れないようにしっかり縛り、燃えるごみを出す。ごみ箱の処理をした後は、流水と石けんで手を洗う。

3 感染症対策を徹底した段階的な教育活動

(1) 基本的な考え方

学校の教育活動は、子供の学びの保障を図るため、校内における新型コロナウイルス感染症予防策を徹底した上で、次の考え方に基づき実施可能な教育活動を段階的に開始する。

- 児童・生徒一人一人が新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を身に付けるとともに、自ら判断し、感染を防ぐ行動をとることができるよう、発達段階に応じた指導を行う。
- 知・徳・体をバランスよく組み合わせた教育活動を実施する。
- 学校は、児童・生徒がこれまで行った家庭での学習内容の定着を確認した上で、今後の学校での指導や家庭学習を実施する。
- 新型コロナウイルス感染症の**感染拡大に備え**、学校におけるオンライン学習の充実に取り組むとともに、登校による学習と家庭学習を組み合わせる。



(2) 学校運営上の重点項目

ア 教室等における密集の回避

- ・普通教室においては、児童・生徒同士の間隔をおおむね1～2m確保する。その際、対面とならないよう留意する。
- ・その他の教室については、床面積に応じて、上記に準じて判断する。

イ 職員室等における感染症対策

- ・職員室等における勤務については、会話の際は、できるだけ真正面を避けるようにする。職員室内で十分なスペースを確保できない場合は、教室等を活用して教職員等が分散勤務をすることも考えられる。会議等を行う際は、換気をしつつ広い部屋で、最少の人数で行うなどの工夫をする

TOPICS

アクリル板等の設置について

人と人の対面が想定される場所（窓口や会議室、相談室、打合せスペース、図書室のカウンター等）においては、対面者からの飛沫感染を防止するために、それぞれの窓口等の状況により、必要性に応じて各職場において判断し実施してください。

- ◆令和2年5月28日付2総人第442号、2総人職第237号「『新しい日常』の定着に向けた都職員の安全衛生上の取組等について（依頼）」
- ◆令和2年6月9日付事務連絡「『新しい日常』の定着に向けた都職員の安全衛生上の取組等についてにおけるアクリル板等の設置に関する取扱い（依頼）」



(3) 教育活動上の留意点

ア 感染症対策に留意した各教科等の指導

- 教職員及び児童・生徒は、マスクの着用を基本とし、飛沫感染の防止に努める。
- 実技や実験、実習等で使用する楽器や用具等は、児童・生徒間での使い回しを極力避け、共用する場合には手が触れる部分をその都度消毒する。
- 飛沫感染の可能性が高い活動は、可能な限り感染症対策を行った上で、「密集」「密接」を避け、リスクの低い活動から実施する。

(例)

- ・グループや少人数等による話し合い活動は、一定の距離を保ち、回数や時間を絞るなどの工夫を行った上で、グループの人数に配慮して実施する。
- ・理科の観察は、児童・生徒が対面で着席したり、顔を寄せ合ったりすることのないよう、グループの人数や座席配置を工夫する。実験は、密接を防ぐため、1セットの実験器具を扱う人数を減らすなどして実施する。また、実施の際は、理科室等の換気扇を常時使用するとともに、可能な限り窓を開けるなどの換気を行う。

- ・歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動は、音楽室の換気を十分に行い、活動する児童・生徒の前に他の児童・生徒が位置しないよう、窓や壁に向かって、1～2 m程度間隔を空けた横1列の隊形や半円の隊形で実施するなどの工夫を行う。また、活動以外の時間はマスクの着用を基本とする。
- ・調理実習を実施する場合は、衛生管理を徹底するとともに、密接を防ぐため、1台の調理器具を扱う人数を減らすなどして実施する。実習で使用する調理器具等は、児童・生徒間での使い回しを極力避け、共用する場合には手が触れる部分をその都度洗浄する。また、児童・生徒が対面で着席したり、顔を寄せ合ったりすることのないよう、グループの人数や座席配置を工夫する。

イ 実技を伴う体育の授業を実施する場合の注意事項

- 熱中症に留意するとともに、児童・生徒の休業中の体力の低下や健康状況を考慮して実施する。
- 可能な限り屋外で実施する。体育館等で実施する場合は十分な換気を行う。
- 体育の授業におけるマスクの着用は必要ない。令和2年5月21日付事務連絡「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」（スポーツ庁）を踏まえて対応する。
- 更衣室は、定期的に換気するとともに、児童・生徒を小グループに分けて短時間で利用することとし、密集した状態とならないよう工夫する。
- 使用する用具等は、使用前に消毒を行うとともに、児童・生徒間での使い回しは極力避ける。
- 水泳指導については、令和3年度は感染症対策を講じて可能な限り実施する。**

■ 水泳指導の留意点

- 1 学習指導要領における「体育」の領域及び内容の取扱いに関する理解について
 - (1) 小学校、中学校の全学年においては、届け出ている教育課程に応じて小・中学校学習指導要領を参照する。
- 2 水泳授業を実施する際の留意点について
 - (1) 実施の目的や方法、感染症対策について児童・生徒及び保護者に説明し、**同意書を得ること**。同意を得られない児童・生徒には代替種目の指導を行うとともに、「D水遊び」及び「D水泳指導」の心得については、必ず取り上げて指導し、児童・生徒にとって不当な扱いにならないよう配慮すること。
 - (2) クラスを複数に分割した時間割の工夫など、密集・密接の場面を避けること。
 - (3) 毎朝の検温や健康観察により児童・生徒の健康状態を把握し、体調が優れない児童・生徒の水泳授業への参加は見合わせること。

(4) 更衣室のドアノブやスイッチ、ロッカーなど児童・生徒が手を触れる箇所は、適宜消毒を行うこと。

3 水泳授業中の指導に関する留意点について

(1) 水泳の授業中はマスクを外すことになるので、マスクの適切な取扱いについて指導するとともに、更衣室利用の前後に手洗いを徹底すること。

(2) 更衣室は、定期的に換気し、児童・生徒を小グループに分け、短時間で利用するなど、密集した状態とならないよう工夫するとともに、 unnecessaryな会話をしないよう児童・生徒に指導すること。

(3) プールサイドや授業を見学する児童・生徒の間隔は2 m以上を保つことができるようにすること。

(4) 児童・生徒に unnecessaryな会話や発声を行わないよう指導するとともに、プール内で密集しないよう、プールに一斉に大人数の児童・生徒が入らないようにすること。

(5) 手をつないだり、体を支えたりするなど、児童・生徒が密接する活動は避けること。

(6) 児童・生徒が使用するタオルやゴーグルなどの私物の取り違えや貸し借りをしないよう指導すること。

●柔道での攻防、器械運動での補助など、飛沫感染の可能性が高く、常時、身体接触を伴う活動において、可能な限りの感染症対策を講じても児童・生徒の安全を確保することができないと判断する場合は、実施を控える。

参 考

- 体育科・保健体育科における実技を伴わない授業の教材例や、個人や少人数で密集せず距離を取って行うことができる運動例、家庭で楽しく取り組める運動等のコンテンツを紹介しています。
- ◆ 令和2年5月1日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた保健体育科年間指導計画見直しのための参考資料等の送付について」(東京都教育庁指導部指導企画課)
- YouTube チャンネル「清瀬市『キラリ☆おうち体操』」(生涯学習スポーツ課)では、清瀬市スポーツ支援員による室内でもできる運動の紹介をしています。

ウ 体育館等で授業等を実施する場合

- 参加者は対象学年の児童・生徒等のみとし、児童・生徒等同士の間隔をおおむね1～2 m確保する。
- 2方向の窓やドアを開けるなど、十分な換気を行う。
- 内容を精選し、全体の時間が長くないよう配慮する。
- 児童・生徒が対面で座ったり、顔を寄せ合ったりすることのないよう、グループの人数や列の配置等を工夫する。

エ 学校給食及び昼食

(ア) 基本的な指導

- 配膳・下膳の際は、密集を避けるよう指導する。例えば、児童・生徒が間隔を空けて並ぶために立ち位置をマーキングするなどして、密集を避けて配膳を行う。
- 児童・生徒が対面して喫食する形態を避け、会話を控えるよう指導する。
- 配膳の際は、マスクの着用、前後の手洗いなど、衛生管理を徹底させる。
- 喫食の前後には、児童・生徒全員の手洗いを徹底させる。
- 喫食の際は、マスクは喫食直前に外し、着用していたマスクを布又はビニール袋等に入れて適切に保管することや、喫食後は速やかにマスクを着用することについて指導する。

(イ) 給食の準備

- 給食の配食を行う児童・生徒(以下「給食当番」)及び教職員は、日常点検表の項目に基づいて健康チェックを行い、適切でないと認められる場合は、配食をさせない。給食当番及び配食を行う教職員は、石けんで入念に手を洗うとともに、エプロン、帽子、マスク着用で衛生的な服装をし、実態に応じてフェイスガードを活用する。マスクは家から着用してきたものでもよい。
- 配膳台は清潔な布巾で水拭きし、拭いた者は、手を洗う。
- 配膳するときは、会話を控え、配食用トングやおたま等は、配食した児童・生徒以外使用しない。
- 児童・生徒は机上の物を全て片付け、机は向かい合わせにせず前向きのままとし、ランチョンマット（大判のハンカチなどでも可）を敷く。
- 食事前の手洗いを徹底し、手洗い後の読書等は禁止し、他の物に触れないよう注意する。
- 給食を取りに行くまでは、マスクは着用し、静かに自席で待つ。
- 給食を取りに行く際はマスクを着用し、間隔を空け、話さないよう指導する。
- マスクは「いただきます」をしてからはずし、家庭から持参した袋等にしまう。
- 食事中は飛沫を飛ばさないよう、会話を控え、マナーを守り静かに食べさせる。
- 給食前後及び食事中は気候に応じて、可能な限り窓を開け、必ず換気をする。

(ウ) 盛り付け量の調整、おかわり

- 給食当番が配膳をするときは、盛り付け量は規定量を配膳し、配膳完了後の盛り付け量の「増やし」「減らし」は行わない。
- 食物アレルギー対応をしている児童・生徒については、「清瀬市立学校給食食物アレルギー対応基準」に基づき盛り付ける。

- おかわりの盛り付けは、学級毎の決められた時間内に手洗い等の消毒をし、衛生的な服装をした教職員がマスクを着けて行う。
- おかわりをもらう時は、児童・生徒はマスクを着用する。

(工) 給食の片づけ・消毒

- 給食を食べ終わったらマスクを着け、給食を片付ける時間になるまで立ち歩かず、静かに待つよう指導する。
- 食器の片付けは児童・生徒が密にならないよう、担任が指示を出し、他の人が使用した食器には極力触れないよう、指導する。片付けたあとは、必ずせっけんで手洗いを行うよう指導する。
- 給食終了後は、配膳台を清潔な布巾で拭く。
- 1日1回以上、教室等の消毒時に配膳台の消毒を行う。

(オ) 衛生管理上の留意点

- 感染症対策として、児童・生徒は必ずランチョンマット（大判のハンカチなど）を持参させ、使用する。（食事前の机の消毒が困難なため）家庭には、ランチョンマット持参の協力を求める。
- 配膳台はカバーなどをかけて、子供たちが直接触れないよう工夫する。また、配膳台の上には給食と関係のないものは置かない。（ノート、プリントなど）
- 配膳台を拭く布巾は、消毒するなどして、清潔に保つ。

オ 休憩時間

- 教室等の窓を開け、換気を徹底する。
- 児童・生徒が互いの間隔を適切にとるとともに、休憩時間終了後等に手洗いを徹底するよう指導する。

カ 清掃活動

- 2方向の窓やドアを開けるなど十分な換気を行った上で、マスクを着用して行い、終了後は、必ず流水と石けん等を使用して手洗いを行うよう指導する。

キ 児童・生徒への注意喚起

- 次の注意事項について周知するとともに、適宜、放送等を活用した注意喚起を実施する。
 - ・マスクの着用、手洗いの励行 ・「3密」を避けた行動
 - ・教室等の換気 ・下校後や登校しない日の不要不急の外出を避けること。

(4) 部活動の実施について

- 部活動の実施に当たっては、令和3年1月15日策定「清瀬市立中学校『部活動の活動指針』～子供たちの遠い未来を見据えた運営体制を目指して」及び令和3年3月3日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言解除後の部活動について」を踏まえ、適正な部活動の実施を行うこと。
また、部活動の実施に当たっては、それぞれの特性に応じた感染症対策を講じる必要があるため、各団体が作成するガイドラインを遵守する。

ア 留意点

- 生徒の健康・安全の確保のため、教職員や部活動指導員が、生徒の体力、健康状況を考慮し、実施内容や方法を工夫するとともに、部活動の実施状況を確実に把握する。
- 使用する楽器や用具等は、使用前に消毒を行うとともに、生徒間での使い回しは極力避ける。
- 屋内の活動場所、更衣室や部室は定期的に換気するとともに、生徒を小グループに分けて短時間で利用することとし、密集した状態とならないよう工夫する。
- 生徒の体力や健康及び技能等の状況を踏まえ、安全を最優先して段階的な活動計画を作成又は見直すとともに、参加に当たっては、生徒の自主的・自発的な参加を尊重する。特に、第1学年の生徒については、体力や健康状況等に配慮して、部活動開始の時期や参加の有無を検討する。
- 部活動の日時や実施内容を事前に生徒・保護者に周知し、理解を得た上で実施する。
- 部活動を行う前には、顧問等による健康観察はもとより、生徒に自らの体調管理を確実に実施させる。特に、今年度は、日常的な健康観察や保健調査票の活用等により、生徒の健康状態の把握に努める。
- 生徒の体力や健康及び技能等の状況を踏まえるとともに、生徒の安全を確保するため、適宜、活動日・活動時間・活動内容等の見直しを行う。
- 運動部活でのマスクの着用については、体育の授業における取扱いに準じる。
なお、文化部活動も含め、部活動中にマスクを外す際は、生徒間及び教職員と生徒間の距離を十分確保するとともに、不必要な会話や発声を行わないようにする。

イ 活動時間及び休養日

- 活動時間は、長くとも平日は2時間程度、週休日は3時間程度

- 休養日は、週当たり2日以上（少なくとも平日1日、週休日1日）

ウ 対外試合や大会参加等について

- 対外試合や合同練習については、臨時休業以降に運動不足となっている生徒の状況等を鑑み、生徒一人一人の体力や健康及び技能等の回復を図るための十分な期間を経た上で実施する。
- 対外試合・合同練習の実施や大会参加などの校外での活動については、各部活動の意義や目的に照らし、その必要性について慎重に判断する。
- 対外試合・合同練習の実施や大会参加をする場合は、必ず生徒・保護者の同意書を得ること。
- 参加に当たっては、学校として主催団体とともに責任をもって、会場への移動時や食事時、会場での更衣室及び会議室の利用時など、大会におけるスポーツ・文化活動以外の場面も含め感染症対策を講じる。

(5) 教育活動の再開に当たっての配慮事項

ア 児童・生徒の心身の状況の把握と心のケア等

(ア) 支援が必要な児童・生徒の早期発見・早期対応に向けた取組

支援が必要と思われる児童・生徒の早期発見・早期対応のために、教職員が児童・生徒の小さな変化を見逃さないようにするための取組を行う。

その上で、児童・生徒の気になる様子について教職員間で情報を共有するとともに、支援が必要な児童・生徒からスクールカウンセラーによる面接を実施する。生活や福祉等の支援が必要とされる生徒については、スクールソーシャルワーカー等による支援を行うなど、適切な役割分担により対応する。

(イ) 子供が安心して相談できる環境の構築

全ての児童・生徒に、相談窓口一覧を配布し、どんなに小さなことでも心配なことがある場合は、身近にいる信頼できる大人や、清瀬市教育相談室や24時間受付の「東京都いじめ相談ホットライン」等の相談機関に相談するよう伝える。特に、中学生に対しては、「相談ほっとLINE@東京」等、SNSによる教育相談も活用できることを重ねて周知する。

さらに、学校だよりや学校ホームページ等により、保護者や地域に対して、家庭における児童・生徒の見守りについて依頼するとともに、児童・生徒に少しでも気になる様子が見られる場合は、学校や相談機関に相談するよう周知する。

参 考

18歳以下の若年層の自殺は、学校の長期休業明けに増加する傾向があり、特に、今年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、児童・生徒の心が不安定になる場合があると考えられます。長期休業明けの学級指導等における全ての児童・生徒に対する指導や、気になる様子が見られる児童・生徒に対する支援について掲載しています。

- ◆令和2年5月22日付2教指企第280号「児童・生徒の自殺予防について（通知）」（東京都教育庁指導部指導企画課）
- ◆令和2年8月21日付2教指企第724号「児童・生徒の自殺予防に係る取組について（通知）」（東京都教育庁指導部指導企画課）

学校の教育活動再開後における生活指導推進上の留意事項を示した文部科学省の通知（令和2年5月27日付2初児生第7号）です。

- ◆令和2年5月29日付2教指企第318号「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開後の児童生徒に対する生徒指導上の留意事項について（通知）」（東京都教育庁指導部指導企画課）

保護者等が、子供の変化に気付くポイントや、気になる様子が見られた場合の対応等について理解できるようにするための保護者向けリーフレットです。家庭等における児童・生徒等の見守りについて依頼する際に活用できます。

- ◆令和2年9月9日付2教指企第780号「子供の不安や悩みの受け止め方に関する保護者向けリーフレットの配布について（通知）」（東京都教育庁指導部指導企画課・東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課）



参 考

支援が必要と思われる児童・生徒の早期発見・早期対応のための児童・生徒対象アンケート、教職員用チェックリスト、児童・生徒が相談できる相談窓口一覧等の資料について紹介しています。

- ◆令和2年5月22日付2教指企第237号「学校の教育活動再開後及び令和2年度の健全育成に係る取組について（通知）」（東京都教育庁指導部指導企画課）

イ 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別の防止

感染者、濃厚接触者とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為をしないこと、医療や社会生活を維持する業務の従事者等、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために最前線で尽力されている方々に感謝の念をもつことについて、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達の段階に応じた指導を行う。

- 新型コロナウイルス感染症に起因するいじめ等の防止の観点から、「新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別を生まないための指導について」（教育庁指導部指導企画課から別途送付）を参考に、発達の段階に応じた指導を定期的に行う。

その際、例えば、マスクをしていない、咳をしている、登校時における検温で熱がある、医師の指示等により出席を控えているなどの児童・生徒へのいじめや偏見、差別が生じないように、生活指導上の配慮等を十分に行う。

- 「新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別意識の解消を図る指導資料」（東京都教職員研修センター）、新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見の防止に向けて（令和2年8月25日文部科学大臣からのメッセージ）や、本市教育長からのメッセージ等を活用して、新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別、いじめを防止し、医療従事者等への感謝の念を育む指導を継続的に行う。
- 児童・生徒や保護者等が、新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等に悩んだ場合には、学校や相談窓口（いじめ相談ホットライン、SNS相談等）に相談するよう、適宜周知する。

参 考

新型コロナウイルス感染症について、正しく理解し、適切な行動がとれるようにするためのポイント及び講話例を紹介しています。

- ◆令和2年5月22日付2教指企第237号「学校の教育活動再開後及び令和2年度の健全育成に係る取組について（通知）」（東京都教育庁指導部指導企画課）

（6）熱中症の防止

令和2年5月29日付2教指企第312号「熱中症事故の防止について（通知）」及び令和2年7月1日付事務連絡「熱中症事故の防止について」（東京都教育庁指導部指導企画課）を踏まえ、下記事項に十分留意して事故防止の徹底を図る。

- 熱中症は、未然に防止できることや、児童・生徒等の健康や生命に甚大な影響を与えること、学校全体及び指導者が十分に認識した上で指導に当たる。
- 児童・生徒等の健康管理を適切に行い、一人一人の状況に応じて必要な対策を個別に講じる。
- 部活動をはじめとする教育活動全般において、天候・気温、活動内容・場所等の状況により、延期又は中止等柔軟な対応を検討する。
- 活動する場合においては、環境条件を考慮して、活動量・内容・時間・場所等を変更するなど熱中症予防対策を徹底するとともに、水分・塩分の補給や休憩を励行し、適切に対策を講じる。

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、児童・生徒等及び教職員は、基本的には常時マスクを着用することが適切である。ただし、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、換気や児童・生徒等の間に十分な距離を保つなどの配慮の上、マスクを外すよう対応する。
- 登下校時など屋外で一定の距離が確保できれば、マスクを外すなどの指導の工夫をする。

(7) 年間指導計画等の見直し

ア 基本的な考え方

- 学習指導要領に示された教科の内容や総合的な学習の時間の学習、特別活動をバランスよく指導する計画を立てる。
- 週休日や祝日、長期休業期間を活用する場合は、児童・生徒の疲労の度合い等を考慮して設定するとともに、保護者に丁寧に説明する。また、週休日や祝日に授業を行う場合には、勤務した教員について適切に勤務の振替を行う。
- 今後の感染症拡大による臨時休業に備え、オンライン等による家庭学習と学校での学習を合わせて学習指導要領に示された内容が学習できるよう年間指導計画（感染症が再拡大した場合の計画）の作成準備を行う。
- 感染症の再拡大による対応により、学習指導要領に示された内容の指導を年度内に終えられなかった場合、特例的な対応として、次のことが考えられる。
 - ・次年度等を実施する教科の中で指導する。
 - ・追加の家庭学習を課して、その成果を把握する。

イ 学習評価

(ア) 家庭学習の評価

各教科等の年間指導計画を踏まえた課題に対して、児童・生徒が家庭等で取り組んだプリント等の結果、学習履歴等の学習の成果を適切に把握し、学習評価に反映することができるよう工夫する。

(イ) 年間を通した評価の考え方

各教科等、特に「音楽、図画工作、美術、家庭、体育、保健体育、技術・家庭等、実技を中心とした教科」の学習が十分に行えない場合を想定し、提出された課題等の内容により総合的に判断した上で評価するなど、あらかじめ評価方法を設定する。

上記(ア)(イ)を踏まえ、学校として今年度の各教科等の学習評価の方針を立て、児童・生徒及びその保護者に丁寧に説明する。

(ウ) 臨時休業があった学期の評価

臨時休業中の家庭学習や教育活動再開後の学習（学校での学習と家庭学習）の成果、日々の授業の中で把握した学習状況等を踏まえ、総合的に判断した上で評価する。

指導の順序を変更した結果、行うことができなかった実技や実習については、当該学期以降の学習の成果として評価する。

ウ 学校行事

- 感染症対策を十分に講じて、各行事や活動を行う。
- 感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い行事（運動会や文化祭、学芸会、展覧会、作品展、学習発表会などの一度に大人数が集まって人が密集する行事）については、可能な限り十分な配慮を行い、その行事の目的に応じて学年別に開催する等の工夫をして実施できるものとする。
- 遠足（旅行）・宿泊行事等については、令和3年2月19日付「清瀬市立学校宿泊行事実施のためのガイドライン」に基づき実施する。
- 避難訓練については、集まっている時間が15分程度の短時間で校庭に集まる場合において、児童・生徒の間隔、学年の間隔を可能な限り確保した上で、全児童・生徒参加での実施を可能とする。その際は、全児童・生徒が廊下や階段を移動する時の密も可能な限り避けるよう工夫する。また、実施前に健康観察を必ず行い、発熱者は参加させない等の対策を十分に行う。

エ 健康診断の実施

- 実施時期や方法について、学校医・学校歯科医・関係機関等に相談し、可能な限り速やかに実施すること。その際、感染症対策をとった実施方法として、以下の点に注意すること。
 - ・会場は十分に換気する。
 - ・会場には一度に多くの人数を入れない。
 - ・整列させる際には1～2mの間隔を空け、密集しないようにする。
 - ・健康診断の前後の手洗い、咳エチケットを徹底する。
 - ・会場では会話や発声を控える。
- 結核検診や心臓検診、腎臓・糖尿病検診については、可能な範囲で先行して実施する。
- 検査に必要な器具を適切に消毒すること。

4 その他の留意点

(1) 登校の判断

ア 医療的ケアが日常的に必要な児童・生徒について

- 医療的ケアが日常的に必要な児童・生徒（以下「医療的ケア児」という。）が在籍する学校においては、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医・医療的ケア指導医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登校の判断をする。
- 基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童・生徒についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、個別に登校の判断をする。
- 登校すべきでないと判断した場合、出欠の扱いは「非常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

イ 海外から帰国した児童・生徒について

- 国や地域を問わず、留学等から帰国した児童・生徒については、帰国後2週間は本人又は保護者との連絡を密にし、外出を控え、自宅に滞在するよう要請する。留学先によっては、日本に帰国した後、検疫所長の指定する場所等で実施したPCR検査結果が判明するまでの待機や、公共交通機関の使用自粛の要請等もあり得る。
- これらの場合の出欠の扱いは「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

ウ 感染症の予防上、保護者が児童・生徒を出席させなかった場合について

- 新型コロナウイルス感染症の流行に対して、感染を予防するために保護者が児童・生徒を出席させなかった場合には、登校できない児童・生徒に連絡を取り、健康状態や学習状況を把握するなどして学校の学習内容や課題を伝えるなど個別に対応を行う。
- この場合の出欠の扱いについては、校長が出席しなくてもよいと認める日として扱うことができる。その際、指導要録上の取扱いは「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。

(2) 特別支援学級における留意点

ア スクールバスについて

- 運送契約に基づき、通常どおりの運行とする。
- 毎朝、児童・生徒の検温を必ず行い、健康観察表の記入及び乗車前の提示を徹底するよう保護者に依頼すること。
- 発熱等の風邪の症状がみられるときは、自宅で休養し、バスに乗車することのないよう保護者に依頼すること。
- 児童・生徒は、バス乗車時に手指消毒を行うこと。
- スクールバス運行中は、可能な限り利用者の席を離し、定期的に窓を開け、十分な換気を行うとともに、車内室温にも留意すること。
- 清瀬市教育委員会から、バス乗務員に対し、手洗い・咳エチケットの励行やバス車内の清掃・消毒の徹底、出発前・到着後の換気の徹底など車両における感染予防策の徹底に係る取組について通知している。

II 臨時休業編

学校の再開後、再度感染者が増加する事態が想定される。今後、新型コロナウイルスとともに社会で生きていくためには、感染リスクはゼロにはならないという認識に立ち、感染症対策の徹底と学習の保障の両立を図り、再拡大に備えていくことが必要である。

1 学校において感染者等が発生した場合の対応

学校において感染者等が発生した場合には、学校医や保健所等と連携して速やかに対応し、学校での集団発生を防いでいく。

(1) 感染の疑いがあると判明した場合

ア 校長は、児童・生徒や教職員等、学校関係者が濃厚接触者と特定されるなど、感染の疑いがあるとの情報を得た場合は、症状の有無や経過、学校内における活動の態様、接触者の多寡、感染経路の明否等（注）について、本人等に確認を行う。感染の疑いがある者が児童・生徒の場合、校長は必要に応じて、学校医や保健所等に相談の上、学校保健安全法（以下「法」という。）第19条に基づき出席停止の措置を、教職員等の場合、自宅勤務、事故欠勤等により出勤させない措置を、それ以外の学校関係者の場合、校内への立入禁止の措置を行う。

なお、出席停止等の期間は、感染がないと確認できるまでとする。

感染の疑いがある者	措置	期間
児童・生徒	出席停止	感染がないと 確認できるまで (医療機関又は保健 所の判断に基づく)
教職員等	自宅勤務、事故欠勤等	
それ以外の学校関係者	校内への立入禁止	

イ 校長は、校内での感染の疑いがある者について接触歴等の情報をまとめ、清瀬市教育委員会（教育総務課学務係）へ報告する。

ウ 臨時休業（学校、学年）等の判断については、**令和2年12月3日付事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症対策に関する衛生管理マニュアル Ver5」（文部科学省）**に基づき対応する。

（注）・学校内における活動の態様、接触者の多寡とは、感染者が学校内でどのような行動をしていたか、（①屋内の活動かどうか、②屋内であれば、その広さと換気状態、③マスク着用の有無、④接触者数、⑤接触時間の長さ、⑥会話の有無（特に大きな声の場合には注意が必要）、⑦昼食や給食などの食事中における状況、⑧部活動などの集団での活動の有無、⑨不特定多数との接触状況など）を指す。

・感染経路の明否とは、想定される学校内での感染経路や、学校外での感染経路などが確認できるかどうかということ指す。

以下、（2）アにおいても同義

・臨時休業の判断についての考え方

児童・生徒等・教職員の感染が確認された際にも直ちに臨時休業を行うのではなく、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえた上で、教育委員会で判断する。また、その際は、地域一斉の臨時休業は、子供の健やかな学びの保障等の観点からも避けるべきと考える。地域の社会経済活動全体の停止・制限に合わせて学校の臨時休業を検討する場合でも、時差登校や分散登校、オンライン学習等を積極的に検討し、学びの継続に取り組むこととする。

(2) 感染者が判明した場合

ア 校長は、児童・生徒や教職員等、学校関係者が感染したと判明した場合は、症状の有無や経過、学校内における活動の態様、接触者の多寡、感染経路の明否等について、本人等に確認を行う。感染者が児童・生徒の場合、法第 19 条に基づき出席停止の措置を、教職員等の場合、事故欠勤、病気休暇等の措置を、それ以外の学校関係者の場合、校内への立入禁止の措置を行う。出席停止等の期間は治癒するまでの間とし、治癒は医療機関ないし保健所の判断に基づく。

感染者	措置	期間
児童・生徒	出席停止	治癒するまで (医療機関ないし保健所の判断に基づく。)
教職員等	事故欠勤、病気休暇等	
それ以外の学校関係者	校内への立入禁止	

なお、本項の状況の下、接触者に感染の疑いのある場合、前項(1)による取扱いを同様に行う。

イ 校長は、校内での感染の疑いがある者について接触歴等の情報をまとめ、清瀬市教育委員会(教育総務課学務係)へ報告する。

ウ 臨時休業(学校、学年)等の判断については、**令和2年12月3日付事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症対策に関する衛生管理マニュアル Ver5」(文部科学省)**に基づき対応する。

エ 接触者であっても濃厚接触者に特定されなかった児童・生徒等及び教職員等については、感染症対策を徹底して行っていたのであれば、原則として、登校は可能と考えられる。ただし、学校は、これらの者に対し、引き続き感染症対策を徹底させるとともに、児童・生徒等については健康観察票を提出させ、教職員等には健康チェック票により健康状態を把握する。

オ 感染者の行動範囲等について、保健所から消毒の指示がある場合にはその指示に従い、消毒用エタノール又は0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液により消毒する。なお、当該感染者が使用したトイレについては、消毒用エタノール又は通常0.05%よりも濃度が高い0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液で消毒を行う。

(3) 対応における留意点

- 本人(保護者)又は保健所からの連絡は校長が電話対応を行い、状況を確認する。教職員が、最初に把握した場合は、個人のプライバシー保護のため、氏名・学年・年齢等の情報を校長以外に伝えない。また、状況の聞き取りに関する記録は、校長が保管し、外部に情報が漏洩しないよう、厳重に管理する。
- 校長は、本人(保護者)から「どの範囲まで伝えてよいか」を確認し、「教育委員会に伝えること」について口頭で同意を得る。
- 教育委員会は市の新型コロナウイルス感染症対策本部と協議を行い、校長へ今後の対応の指示を行う。

2 地域の感染状況を踏まえた対応

特定の地域におけるクラスターの発生状況や感染がまん延している場合等によっては、一部又は全ての学校において休業等の措置を行うこともあり得る。そのような場合においても、それぞれの生活圏がどのような感染状況にあるかを把握し、児童・生徒の学びを保障する観点からどのような対応が必要か検討した上で、きめ細やかに対応する必要がある。

最後に

学校においては、児童・生徒の学びを止めないという視点に立ち、感染症対策を十分に講じた上で、可能な限り通常の教育活動を継続することを基本とする。

臨時休業等があった場合についても、学校での学習とICTを活用した学習による家庭学習を組み合わせ、児童・生徒の学習の保障を図っていくことが重要である。